

毎週火、金曜日発行（但休日、土曜日、日曜日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第四百四十六号

飼料の品質改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第一項の規定に基づき、昭和三十九年三月から昭和三十九年五月までの間に収去した飼料の分析検査の概要を同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 目次

◇告示 飼料の分析検査の概要  
基本測量を実施する旨の通知  
牛のピロプラズマ病検査等の実施  
災害救助法の適用

### 飼料分析結果表

製造事業場の名称及び所在地並びに飼料の名称	収去場所及び収出年月日	表示区分	検査結果				要 注 意 事 項	他 物 検 出	備 考
			水分 (%)	粗たんぱく質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)			
呉銅種株式会社 (呉市薬地町9番地) クレマツ印刷乳牛配合飼料振替	倉吉市福吉町1 3899 呉銅種 株式会社眞吉 養所 昭和39年3月 昭和12日	(表)	11.0	16.3	3.0	9.0	10.0	炭酸カルシウム の混入を認め る。	粗繊維、粗灰 分、粗たんぱく 質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分の 表示

日本農産工業株式会社坂出工場 (香川県坂出市坂出町浜田3808) マルエー印成鶏飼育用完全配合飼料種鶏マツシユ	鳥取市行徳4の 丸山株式会社 111飼料部 昭和39年5月 4月20日	3462	18.0 以上	2.5 以上	7.0 以下	11.0 以下	8.5		認めない。
" "マルエー印完全配合飼料成鶏用エース	"	2905	16.0 以上	2.5 以上	7.0 以下	11.0 以下	9.4	"	
" "マルエー印大雛育成用完全配合飼料大雛用	"	3149	14.0 以上	3.0 以上	7.0 以下	10.0 以下	8.8	"	
林兼産業株式会社 (山口県下関市大和町18) まるは印完全配合飼料若肉鶏肥育用チキンソフット	米子市鶴町3丁 目53番地 陸食鶏株式会社 昭和39年5月 7日	3318	18.0 以上	3.0 以上	6.5 以下	9.0 以下	7.1	"	
" "まるは印完全配合飼料若肉鶏肥育用	"	3289	17.0 以上	3.0 以上	6.0 以下	9.0 以下	7.2	"	
" "まるは印完全配合飼料肥育鶏後期用	"	(表)	16.0 以上	3.0 以上	7.0 以下	10.0 以下	6.3	"	磷酸カルシウム 0.5% フルコアルコファミ ール 4.0% 貝化石粉末 2.5% 妥当と認める。

協同飼料株式会社神戸工場 (神戸市書合区小野浜町1の1地 先) 協同印幼雛用完全配合飼料コ ールチンチツク	境港市高徳美保 住宅倉庫 昭和39年5月 7日	3285	20.0 以上	3.5 以上	5.0 以下	9.0 以下	8.1	"	
" "協同印若肉鶏アロイラー用完全配合飼料	"	2851	17.0 以上	3.5 以上	6.0 以下	9.0 以下	8.2	"	
" "協同印成鶏用完全配合飼料さくらマツシユ	"	3378	17.0 以上	3.0 以上	6.0 以下	11.0 以下	11.2	"	△粗灰分過剰

(備考) 表示区分の欄中数字は登録番号を、(表)は成分等表示票を添付した飼料を示す。成分検査の欄中上段は表示成分量、下段は分析検査結果を示す。

鳥取県告示第四百四十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量(一水準測量)
- 二 作業期間 昭和三十九年 七月二十七日から 昭和三十九年十二月 二十日まで
- 三 作業地域 国道及び主要地方道のうち 米子市、岸本町、溝口町、江府町、日野町及び日南町の区間

鳥取県告示第四百四十八号  
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、ピロプラズマ病検査及びだに駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十九年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法  
ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査  
だに駆除……BHC散布

別表 ピロプラズマ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
八月十九日	日南町	新山、新屋、萩原
二十日	〃	下萩、滑、多里
二十一日	〃	上阿毘縁、大菅、戸波、下阿毘縁
二十二日	〃	折渡、下粟谷、印賀、宝谷
二十四日	〃	中津合、中原、本山
二十五日	〃	福塚、神戸、中野
二十六日	〃	上坂、豊栄、井原
二十七日	〃	笠木、茶屋、小濁
二十八日	〃	原、市場、無坂、立岩
二十九日	〃	洞、元庄屋、東ノ原、山根
三十一日	〃	上花口、下花口、大原
実施期日	実施区域	実施場所
七月二十四日	日南町	大原、下花口、上花口
三十日	〃	萩原、新山、萩山

〃	三十一日	〃	笠木、熊鈴、茶屋
〃	二十四日	関金町	大原原検査場
〃	二十五日	〃	野添

だに駆除

実施期日

実施区域

実施場所

八月	四日	日南町	上花口、下花口、大原
〃	五日	〃	洞、元庄屋、東ノ原、山根
〃	六日	〃	上石見、谷川、宗金、野田
〃	七日	〃	原、市場、無坂、立岩
〃	八日	〃	熊鈴、佐木谷、福万来
〃	十日	〃	笠木、茶屋、小濁
〃	十一日	〃	上坂、豊栄、井原
〃	十二日	〃	福塚、神戸、中野
〃	十三日	〃	中津合、中原、本山
〃	十四日	〃	折渡、下粟谷、印賀、宝谷
〃	十五日	〃	上阿毘縁、大菅、戸波、下阿毘縁
〃	十七日	〃	下萩、滑、多里

〃 十八日 〃 新山、新屋、萩原

鳥取県告示第四百四十九号

昭和三十九年七月十八日発生の集中豪雨による水害に  
 関し、七月十八日から米子市の区域に、災害救助法（昭  
 和三十二年法律第百十八号）を適用する。

昭和三十九年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗